

他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、社員に対し提供する社員総会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。

4

同一の社員総会に関して社員に対して提供す

る招集通知（法第三十九条第二項又は第三項の規定による通知をいう。以下この章において同じ。）又は法第一百一十五条の規定により社員に対する招集通知又は同条の規定により社員に対して提供する事業報告の内容とすべき事項のうち、社員総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、社員に対して提供する招集通知又は同条の規定により社員に対して提供する事業報告の内容とすることを要しない。

（電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項）

に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用するものによる措置とする。

（電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項）

第七条の三 法第四十七条の四第二項に規定する法務省令で定める事項は、電子提供措置（法第四十七条の二に規定する電子提供措置をいう。）をとるための使用する自動公衆送信装置のうち、他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を取り扱うことができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項とする。

（書面による議決権行使の期限）

に掲げる方法による議決権行使の期限）

（補欠の役員の選任）

（第二款 役員等）

（社員総会の議事録）

三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 理事が二人以上ある一般社団法人である場合には、前項に規定する体制には、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含むものとする。

六 監事設置一般社団法人（法第十五条第二項第一号に規定する監事設置一般社団法人をいう。次項において同じ。）以外の一般社団法人である場合には、第一項に規定する体制には、理事が社員に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。

七 監事設置一般社団法人である場合には、第一項において同じ。以外の一般社団法人である場合には、第一項に規定する体制には、理事が社員に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。

八 監事設置一般社団法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

九 監事設置一般社団法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行に関する事項

十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

十二 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行に関する事項

十三 監事の第一号の使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

十四 理事及び使用人が監事に対する報告の体制

十五 前号の使用者の理事からの独立性に関する事項

十六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行に関する事項

十七 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

十八 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

十九 前号の報告をした者が当該報告をしたことの理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

二十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行に関する事項

二十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

二十二 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行に関する事項

二十三 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

二十四 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

二十五 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二十六 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨を理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二十七 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

二十八 法第九十条第四項第五号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

二十九 理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制

三十 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

三十一 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

三十二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三十三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

三十四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

三十五 他の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

三十六 法第九十二条第二項の規定による理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

三十七 法第九十三条第二項の規定による理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

三十八 法第九十三条第三項の規定により理事が招集したもの

三十九 法第一百一条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

四十 法第一百一十三条第三項の規定により理事が招集したもの

四十一 法第一百一十六条第一項の規定により法務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

四十二 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

四十三 当該一般社団法人の理事及び使用人（役員、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行なうべき者その他これらに相当する者及び使用者）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該一般社団法人の使用人を兼ねている場合における当該使用者の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む）として一般社団法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イから

四十四 当該一般社団法人の子法人の理事、取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行なうべき者等がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該一般社団法人の使用人を兼ねている場合における当該使用者の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む）として一般社団法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イから

四十五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

四十六 法第九十二条第二項

四十七 法第一百一条第一項

四十八 法第一百一十四条第一項

四十九 法第一百一十五条第一項

五十 法第一百一十六条第一項

五十一 法第一百一十七条第一項

五十二 法第一百一十八条第一項

五十三 法第一百一十九条第一項

五十四 法第一百一十条第一項

五十五 法第一百一十一条第一項

五十六 法第一百一十二条第一項

五十七 法第一百一十三条第一項

五十八 法第一百一十四条第一項

五十九 法第一百一十五条第一項

六十 法第一百一十六条第一項

六十一 法第一百一十七条第一項

六十二 法第一百一十八条第一項

六十三 法第一百一十九条第一項

六十四 法第一百一十条第一項

六十五 法第一百一十一条第一項

六十六 法第一百一十二条第一項

六十七 法第一百一十三条第一項

六十八 法第一百一十四条第一項

六十九 法第一百一十五条第一項

七十 法第一百一十六条第一項

七十一 法第一百一十七条第一項

七十二 法第一百一十八条第一項

七十三 法第一百一十九条第一項

七十四 法第一百一十条第一項

七十五 法第一百一十一条第一項

七十六 法第一百一十二条第一項

七十七 法第一百一十三条第一項

七十八 法第一百一十四条第一項

七十九 法第一百一十五条第一項

八十 法第一百一十六条第一項

八十一 法第一百一十七条第一項

八十二 法第一百一十八条第一項

八十三 法第一百一十九条第一項

八十四 法第一百一十条第一項

八十五 法第一百一十一条第一項

八十六 法第一百一十二条第一項

八十七 法第一百一十三条第一項

八十八 法第一百一十四条第一項

八十九 法第一百一十五条第一項

九十 法第一百一十六条第一項

九十一 法第一百一十七条第一項

九十二 法第一百一十八条第一項

九十三 法第一百一十九条第一項

九十四 法第一百一十条第一項

九十五 法第一百一十一条第一項

九十六 法第一百一十二条第一項

九十七 法第一百一十三条第一項

九十八 法第一百一十四条第一項

九十九 法第一百一十五条第一項

一百 法第一百一十六条第一項

一百零一 法第一百一十七条第一項

一百零二 法第一百一十八条第一項

一百零三 法第一百一十九条第一項

一百零四 法第一百一十条第一項

一百零五 法第一百一十一条第一項

一百零六 法第一百一十二条第一項

一百零七 法第一百一十三条第一項

一百零八 法第一百一十四条第一項

一百零九 法第一百一十五条第一項

一百一〇 法第一百一十六条第一項

一百一一 法第一百一十七条第一項

一百一二 法第一百一十八条第一項

一百一三 法第一百一十九条第一項

一百一四 法第一百一十条第一項

一百一五 法第一百一十一条第一項

一百一六 法第一百一十二条第一項

一百一七 法第一百一十三条第一項

一百一八 法第一百一十四条第一項

一百一九 法第一百一十五条第一項

一百二十 法第一百一十六条第一項

一百二十一 法第一百一十七条第一項

一百二十二 法第一百一十八条第一項

一百二十三 法第一百一十九条第一項

一百二十四 法第一百一十条第一項

一百二十五 法第一百一十一条第一項

一百二十六 法第一百一十二条第一項

一百二十七 法第一百一十三条第一項

一百二十八 法第一百一十四条第一項

一百二十九 法第一百一十五条第一項

一百三十 法第一百一十六条第一項

一百三十一 法第一百一十七条第一項

一百三十二 法第一百一十八条第一項

一百三十三 法第一百一十九条第一項

一百三十四 法第一百一十条第一項

一百三十五 法第一百一十一条第一項

一百三十六 法第一百一十二条第一項

一百三十七 法第一百一十三条第一項

一百三十八 法第一百一十四条第一項

一百三十九 法第一百一十五条第一項

一百四十 法第一百一十六条第一項

一百四十一 法第一百一十七条第一項

一百四十二 法第一百一十八条第一項

一百四十三 法第一百一十九条第一項

一百四十四 法第一百一十条第一項

一百四十五 法第一百一十一条第一項

一百四十六 法第一百一十二条第一項

一百四十七 法第一百一十三条第一項

一百四十八 法第一百一十四条第一項

一百四十九 法第一百一十五条第一項

一百五十 法第一百一十六条第一項

一百五十一 法第一百一十七条第一項

一百五十二 法第一百一十八条第一項

一百五十三 法第一百一十九条第一項

一百五十四 法第一百一十条第一項

一百五十五 法第一百一十一条第一項

一百五十六 法第一百一十二条第一項

一百五十七 法第一百一十三条第一項

一百五十八 法第一百一十四条第一項

一百五十九 法第一百一十五条第一項

一百六十 法第一百一十六条第一項

一百六十一 法第一百一十七条第一項

一百六十二 法第一百一十八条第一項

一百六十三 法第一百一十九条第一項

一百六十四 法第一百一十条第一項

一百六十五 法第一百一十一条第一項

一百六十六 法第一百一十二条第一項

一百六十七 法第一百一十三条第一項

一百六十八 法第一百一十四条第一項

一百六十九 法第一百一十五条第一項

一百七十 法第一百一十六条第一項

一百八十一 法第一百一十七条第一項

一百八十二 法第一百一十八条第一項

一百八十三 法第一百一十九条第一項

一百八十四 法第一百一十条第一項

一百八十五 法第一百一十一条第一項

一百八十六 法第一百一十二条第一項

一百八十七 法第一百一十三条第一項

一百八十八 法第一百一十四条第一項

一百八十九 法第一百一十五条第一項

一百九十一 法第一百一十六条第一項

一百九十二 法第一百一十七条第一項

一百九十三 法第一百一十八条第一項

一百九十四 法第一百一十九条第一項

一百九十五 法第一百一十条第一項

一百九十六 法第一百一十一条第一項

一百九十七 法第一百一十二条第一項

一百九十八 法第一百一十三条第一項

一百九十九 法第一百一十四条第一項

二〇〇 法第一百一十五条第一項

二〇一 法第一百一十六条第一項

二〇二 法第一百一十七条第一項

二〇三 法第一百一十八条第一項

二〇四 法第一百一十九条第一項

二〇五 法第一百一十条第一項

二〇六 法第一百一十一条第一項

二〇七 法第一百一十二条第一項

二〇八 法第一百一十三条第一項

二〇九 法第一百一十四条第一項

二一〇 法第一百一十五条第一項

二一一 法第一百一十六条第一項

二一二 法第一百一十七条第一項

二一二 法第一百一十八条第一項

二一三 法第一百一十九条第一項

二一四 法第一百一十条第一項

二一五 法第一百一十一条第一項

二一六 法第一百一十二条第一項

二一七 法第一百一十三条第一項

二一八 法第一百一十四条第一項

二一九 法第一百一十五条第一項

二二〇 法第一百一十六条第一項

二二一 法第一百一十七条第一項

二二二 法第一百一十八条第一項

二二三 法第一百一十九条第一項

二二四 法第一百一十条第一項

二二五 法第一百一十一条第一項

二二六 法第一百一十二条第一項

二二七 法第一百一十三条第一項

二二八 法第一百一十四条第一項

二二九 法第一百一十五条第一項

二三〇 法第一百一十六条第一項

二三一 法第一百一十七条第一項

二三二 法第一百一十八条第一項

二三三 法第一百一十九条第一項

二三四 法第一百一十条第一項

二三五 法第一百一十一条第一項

二三六 法第一百一十二条第一項

二三七 法第一百一十三条第一項

二三八 法第一百一十四条第一項

二三九 法第一百一十五条第一項

二四〇

ハまでに定める日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。)ごとの合計額(当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額。

イ 法第百十三条第一項の社員総会の決議を行った場合 当該社員総会の決議の日

ロ 法第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の同意(理事会設置一般社団法人(法第十六条第一項に規定する理事会設置一般社団法人をいう。)においては、理事会の決議。ロにおいて同じ。)を行った場合 当該同意のあつた日

ハ 法第百十五条第一項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日(二以上の日がある場合にあっては、最も遅い日)に掲げる額を口に掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員等が当該一般社団法人から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員等が当該一般社団法人の使用者を兼ねていた場合における当該使用者としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数)

(1) 代表理事 六

(2) 代表理事以外の理事であつて、次に掲げる者 四

(i) 理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

(ii) 当該一般社団法人の業務を執行したもの

(iii) 理事(一)及び(2)に掲げる理事を除く。)

(3) 理事(一)及び(2)に掲げる理事を除く。監事又は会計監査人 二

(責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等)の利益とは、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員等が当該一般社団法人の使用者を兼ねていたときには、当該使用者としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

(役員等賠償責任保険契約から除外する保険契約)

第二十条 法第百十八条の三第一項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する一般社団法人を含む保険契約であつて、当該一般社団法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該一般社団法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

二 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

三 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならぬ。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く) 事業年度の末日における時価

二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額

三 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

四 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。

五 得原価より低い資産 二 前号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことなどが適当な資産

第二十二条 第二款 会計帳簿

(会計帳簿の作成)

成すべき会計帳簿に付すべき資産負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項(法第四十一条第二項第二号の規定により法

第二十三条 資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならぬ。(資産の評価)

第二十四条 負債について(この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない)。

2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

第二十五条 のれんは、有償で譲り受け、又は合併により取得した場合に限り、資産又は負債として計上することができる。(のれんの評価)

第二十六条 法第百二十三条第一項及び第二項の規定により作成すべき計算関係書類(次に掲げるものをいう。以下この節において同じ。)については、この款の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 成立の日ににおける貸借対照表

二 各事業年度に係る計算書類(法第百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。以下この節において同じ。)及びその附属明細書(金額の表示の単位)

三 一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとする。

第二十七条 計算関係書類に係る事項の金額は、(各事業年度に係る計算書類)

一 附屬明細書の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあっては、成立の日)から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年(事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六箇月)を超えることができない。

2 法第百二十三条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

第二目 計算書類の承認の特則に関する要件

法第一百二十七条に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に第三十九条第一項で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 法第一百二十七条に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に第三十九条第一項第二号イに定める事項が含まれていること。
- 二 前号の会計監査報告に係る監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当地ないと認める意見がないこと。
- 三 法第一百二十七条に規定する計算書類が第四十三条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

第八款 計算書類の公告等

(不適正意見がある場合等における公告事項)

- 第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合において、会計監査人設置一般社団法人が法第二百二十八条第一項又は第二項の規定による公告(同条第三項に規定する措置を含む。以下この条において同じ。)をするときは、当該各号に定める事項を当該公告において明らかにしなければならない。
- 一 会計監査人が存しない場合(法第七十五条第二項の規定により監査を受けたものとみなされた場合)その旨
- 二 会計監査人が存しない場合(法第七十五条第一項の規定により監査を受けたものとみなされた場合)その旨
- 三 当該公告に係る計算書類についての会計監査報告に不適正意見がある場合その旨
- 四 当該公告に係る計算書類についての会計監査報告が第三十九条第一項第三号に掲げる事項を内容としているものである場合その旨
- (金額の表示の単位)
- 第五十条 貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨に係る事項の金額は、百万円単位又は十億円単位をもって表示するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人の財産又は損益の状態を的確に判断することができますなくなるおそれがある場合には、貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨に係る事項の金額は、適切な単位をもって表示しなければならない。

(貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法)
第五十一条 法第一百二十八条第三項の規定による措置は、第九十二条第一項第一号ロに掲げる方

法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行わなければならない。

第三節 基金

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

- 一 基金の拠出者の権利に関する規定
- 二 基金の返還の手続

三 定款に定められた事項(法第一百三十三条第一項第一号から第三号まで及び前二号に掲げる事項を除く。)であつて、当該一般社団法人に対しても該当事項を除外する事項(法第一百三十三条第一項第二号から第三号まで及び前二号に掲げる事項を除く。)であつて、当該一般社団法人に対する者が当該者に対して通知することを請求した事項

- 2 前項の規定にかかわらず、設立時社員(法第二十条第一項に規定する設立時社員をいう。以下同じ。)が法第一百三十三条第一項の規定による通知をする場合には、同項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名

二 法第一百三十三条第一項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項

三 前項第一号及び第二号に掲げる事項

四 定款に定められた事項(法第一百三十三条第一項第一号から第三号まで及び前二号に掲げる事項を除く。)であつて、当該設立時社員に対して基金の受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券)

五 登記所の表示

六 農林中央金庫(吸収合併存続一般社団法人の代替基金)

七 吸收合併存続一般社団法人(吸收合併後存続する一般社団法人をいう。以下この条において同じ。)が当該合併に際して代替基金として計上すべき額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 吸收合併の直前の吸收合併存続一般社団法人の代替基金の額

二 吸收合併の直前の吸收合併消滅一般社団法人(吸收合併により消滅する一般社団法人をいう。)の代替基金の額の範囲内で、吸收合併証券の価格とする方法とする。

一 法第一百三十二条第一項第二号の価額を定めた日(以下この条において「価額決定日」という。)における当該有価証券を取り引く市場における最終の価格(当該価額決定日に売買取引がない場合は、当該価額決定日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初にされた売買取引の成立価格)

二 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十七条の二第六項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下この号において同じ。)の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

並びに代表者の氏名及び住所

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該一般社団法人の名称及び主たる事務所

二 代理人によつて届出をするときは、その氏名及び住所

三 まだ事業を廃止していない旨

四 届出の年月日

五 登記所の表示

六 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二条)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

三 信用協同組合又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

四 信用金庫又は信用金庫連合会

五 労働金庫又は労働金庫連合会

六 農林中央金庫(吸収合併存続一般社団法人の代替基金)

七 吸收合併存続一般社団法人(吸收合併後存続する一般社団法人をいう。以下この条において同じ。)が当該合併に際して代替基金として計上すべき額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 吸收合併の直前の吸收合併存続一般社団法人の代替基金の額

二 吸收合併の直前の吸收合併消滅一般社団法人(吸收合併により消滅する一般社団法人をいう。)の代替基金の額の範囲内で、吸收合併証券の価格とする方法とする。

一 法第一百三十二条第一項第二号の価額を定めた日(以下この条において「価額決定日」という。)における当該有価証券を取り引く市場における最終の価格(当該価額決定日に売

買により消滅する一般社団法人をいう。以下この条において同じ。)の代替基金の額の合計額の範囲内で、新設合併消滅一般社団法人が定めた額とする。

第四節 解散

第五十七条 法第一百四十九条第一項の届出(以下この条において単に「届出」という。)は、書面でしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該一般社団法人の名称及び主たる事務所並びに代表者の氏名及び住所

二 前項の書面によつて届出をするときは、その氏名及び住所

三 評議員が明示を求めた事項について説明をすることにより一般財團法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合

四 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

五 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

六 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

七 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

八 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

九 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

十 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

十一 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

十二 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

十三 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

十四 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

十五 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

十六 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

十七 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

十八 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

十九 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

二十 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

二十一 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

二十二 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

二十三 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

二十四 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

二十五 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

二十六 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

二十七 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財團法人に対して通知した場合

三 当該新設合併消滅法人（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅法人において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合は、当該新設合併消滅法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約備置開始日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 当該新設合併消滅法人において最終事業年度がないときは、当該新設合併消滅法人の成立の日における貸借対照表

四 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立法人（法第二百五十四条第二号に規定する新設合併設立法人をいう。第八十三号において同じ。）の債務（他の新設合併消滅法人から承継する債務を除き、法第二百五十八条第一項の規定により新設合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

五 新設合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（計算書類に関する事項）

第六章 法第二百五十八条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象法人（法第二百五十八条第二項第三号の一般社団法人等をいう。以下この号において同じ。）が法第二百一十八条第一項又は第二項（これらの規定を法第二百五十九条において準用する場合を含む。）の規定により公告をしている場合（法第三百三十二条第一項第四号に掲げる方法により公告をしている場合を除く。）次に掲げるものの日付及び当該公告が掲載されている貢口時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙

の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告法第三百一条第二項第十五号イ又は第三百二条第二項第十三号イに掲げる事項

二 対象法人が法第二百二十八条第三項（法第二百十九条において準用する場合を含む。）に規定する措置を執つている場合、法第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号に掲げる事項

三 公告対象法人につき最終事業年度がない場合その旨

四 公告対象法人が清算法人である場合その旨

五 前各号に掲げる場合以外の場合最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

六 第五十条の規定は、前項第五号の貸借対照表の要旨について準用する。

第四節 新設合併設立法人の手続

（新設合併設立法人の事後開示事項）

二 法第二百五十八条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併が効力を生じた日

二 法第二百五十八条の規定による手続の経過

三 新設合併により新設合併設立法人が新設合併消滅法人から承継した重要な権利義務に関する事項

第六章 雜則

第一節 訴訟

（責任追及の訴えの提起の請求方法）

第八十五条 法第二百七十七条第一項の法務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（新設合併契約の内容を除く。）とする。

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（訴え提起しない理由の通知方法）

第八十六条 法第二百七十七条第三項の法務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書

面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 一般社団法人が行つた調査の内容（次号の要旨）

二 判断の基礎とした資料を含む。）

二 請求対象者（設立時社員、設立時理事（法第十五条第一項に規定する設立時理事をいう。）、役員等又は清算人であつて、法第二百七十八条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴え（法第二百七十八条第一項に規定する責任追及の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴え（法第二百七十八条第一項に規定する責任追及の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

二 法第二百四十九条第二項の規定による公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続してしなければならない。

二 法第二百二十八条第一項（法第二百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続してしなければならない。

二 法第二百四十九条第二項の規定による公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続してしなければならない。

該一般社団法人等の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

二 前項の方法による公告は、次の各号に掲げる

公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続してしなければならない。

二 法第二百二十八条第一項（法第二百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続してしなければならない。

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

- 十九 法第二百四十四条第一項及び第三項の規定による帳簿資料（同条第一項に規定する帳簿資料をいう。）の保存

二十 法第二百五十三条第二項の規定による同項第一条の書面の保存

二十一 法第二百六十一条第二項の規定による同項の書面の保存

（保存の方法）

第一百条 民間事業者等が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行なう場合には、当該書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法により行わなければならない。

民間事業者等が前項の規定による電磁的記録の保存を行なう場合には、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができるための措置及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

（縦覧等の指定）

第一百一条 電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。

一 法第十四条第二項第一号の規定による定款

二 法第三十二条第一項第一号の規定による社員の縦覧等

三 法第五十条第六項第一号の規定による代理権を証明する書面の縦覧等

四 法第五十一条第四項の規定による議決権行使書面の縦覧等

五 法第五十七条第四項第一号の規定による社員総会の議事録又はその写しの縦覧等

六 法第五十八条第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等

七 法第九十七条第二項第一号（法第二百九十七条において準用する場合を含む。）の規定による議事録等の縦覧等

八 法第九十七条第三項（法第二百九十七条において準用する場合を含む。）の規定による議事録等の縦覧等

による会計帳簿又はこれに関する資料の縦覧等

- | | |
|----------|--|
| 十 | 法第一百二十九条第三項第一号（法第一百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による計算書類等又はその写しの縦覧等 |
| 十一 | 法第一百五十六条第二項第一号の規定による定款の縦覧等 |
| 十二 | 法第一百九十三条第四項第一号の規定による評議員会の議事録又はその写しの縦覧等 |
| 十三 | 法第一百九十四条第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等 |
| 十四 | 法第二百二十三条规定第二項第一号の規定による議事録等の縦覧等 |
| 十五 | 法第二百二十三条规定第四項の規定による議事録等の縦覧等 |
| 十六 | 法第二百二十九条第二項第一号の規定による貸借対照表等の縦覧等 |
| 十七 | 法第二百四十六条第三項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等 |
| 十八 | 法第二百五十五条第三項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等 |
| 十九 | 法第二百五十三条第三項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等 |
| 二十 | 法第二百五十六条第三項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等 |
| 二十一 | 法第二百六十条第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等 |
| （縦覧等の方法） | （縦覧等の方法） |
| 第一百二条 | 民間事業者等が、電子文書法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる縦覧等に代えて当該縦覧等をすべき書面に係る電磁的記録の縦覧等を行う場合は、民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に当該縦覧等に係る事項を表示する方法又は電磁的記録に記録されている当該事項を記載した書面を縦覧等に供する方法により行わなければならない。（交付等の指定） |
| 第一百三条 | 電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。 |
| 一 | 法第十四条第二項第二号の規定による定款の謄本又は抄本の交付等 |
| 二 | 法第八十六条第六項の規定による同条第四項の書面の写しの交付等 |
| 三 | 法第八十六条第七項（法第一百九十七条において準用する場合を含む。）の規定による法第八十六条第五項（法第一百九十七条において準用する場合を含む。）の書面の写しの交付等 |
| 四 | 法第一百二十九条第三項第二号（法第一百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による計算書類等の謄本又は抄本の交付等 |
| 五 | 法第一百五十六条第二項の規定による同条第四項の書面の写しの交付等 |
| 六 | 法第一百五十六条第二項第二号の規定による定款の謄本又は抄本の交付等 |
| 七 | 法第一百八十七条第六項の規定による同条第四項の書面の写しの交付等 |
| 八 | 法第二百二十九条第二項第二号の規定による貸借対照表等の謄本又は抄本の交付等 |
| 九 | 法第二百四十六条第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等 |
| 十 | 法第二百五十五条第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等 |
| 十一 | 法第二百五十三条第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等 |
| 十二 | 法第二百五十六条第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等 |
| 十三 | 法第二百六十条第三項第二号の規定による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付等 |
| （交付等の方法） | （交付等の方法） |
| 第一百四条 | 民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録の交付等を行わなければならない。 |
| 一 | 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの |
| イ | 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 |
| ロ | 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該交付等に係る事項を電気通信回線を通じて交付し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電子文書法第六条第一項に規定する方法による交付等を |

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交

- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを作成する方法

（交付等の承諾）

五百五条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第一条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

附 則

（施行期日）

1 この省令は、法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（中間法人法施行規則の廃止）

2 中間法人法施行規則（平成十五年法務省令第八号）は、廃止する。

（監事の資格等に関する経過措置）

3 この省令の施行の際現に旧有限責任中間法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人をいう。）の監事であるものであつて、子法人の理事又は使用人（以下この項目において「子法人理事等」という。）を兼ねているものは、当該監事の任期が終了するまでの間は、施行日以後も当該子法人理事等を兼ねることができる。

（公告方法に関する経過措置）

4 整備法第二条第一項の規定により存続する一般社団法人がする公告については、施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定期社員総会の終結の時までの間、第八十九条第一項及び法第三百三十一條第一項第一号から第三号までの規定にかかわらず、なお從前の例によることとする。ただし、施行日以後に公告方法の変更をする定款の変更をした場合は、この限りでない。（特例社団法人の議決権行使の期限に関する特則）

〔(第四条第一号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ハの特定の時)〕あるのは、「(定款に特定の時(社員総会の日時以前の時であつて、法第三十九条第一項ただし書の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨の定めがある場合又は法第三十八条第一項各号に掲げる事項を定める時までに理事がその旨を定めた場合(理事会を置く特例社団法人(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人をいう。)にあっては、法第三十八条第一項各号に掲げる事項を定める時までにその旨の理事会の決議があつた場合)にあつては、当該特定の時」とする。

附 則 (平成一〇年一月二八日法務省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年三月一六日法務省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年七月二二日法務省令第六号)

この省令は、平成二十一年八月一日から施行する。

(施行期日)

〔子法人に関する経過措置〕

第二条 この省令の施行の際現に一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下「法」という。)第一百三十三条第一項第二号ロ(法第百九十八条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する外部理事である者は、この省令の施行により外部理事に該当しなくなるものであつても、この省令の施行後最初に開催される定時社員総会又は定期評議員会の終結の時までの間は、外部理事であるものとみなす。

2 この省令の施行の際現に法第百十五条第一項(法第九十八条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する外部監事である者は、この省令の施行により外部監事に該当しなくなるものであつても、この省令の施行後最初に開催される定時社員総会又は定期評議員会の終結の時までの間は、外部監事であるものとみなす。

2

この省令の施行の際現に法第百十五条第一項(法第九十八条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「運用状況」とあるのは、「運用状況(会社法の一部を改正する

場合(理事会を置く特例社団法人(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人をいう。)にあっては、法第三十八条第一項各号に掲げる事項を定める時までにその旨の理事会の決議があつた場合)にあつては、当該特定の時」とする。

附 則 (平成一〇年一月二八日法務省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年七月二二日法務省令第六号)

この省令は、平成二二年七月二二日から施行する。

附 則 (平成二二年七月二二日法務省令第六号)

この省令は、平成二二年七月二二日から施行する。

(施行期日)

〔子法人に関する経過措置〕

第三条 この省令の施行の際現に、一般財團法人の評議員である者であつて、旧子法人以外の子法人の理事、監事又は使用人(以下この項において「理事等」という。)を兼ねているものは、当該評議員の任期が終了するまでの間は、施行日以後も当該理事等を兼ねることができる。(社員総会参考書類に関する経過措置)

第三条 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定期社員総会より前に開催される社員総会に係る社員総会参考書類について、なお従前の例による。

第四条 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定期評議員会より前に開催される評議員会を招集する場合においては、なお従前の例による。

第五条 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定期評議員会より前に開催される評議員会を招集する場合においては、なお従前の例による。

2

この省令の施行の際現に一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下「法」という。)第一百三十三条第一項第二号ロ(法第百九十八条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する外部監事である者は、この省令の施行により外部監事に該当しなくなるものであつても、この省令の施行後最初に開催される定時社員総会又は定期評議員会の終結の時までの間は、外部監事であるものとみなす。

2

この省令の施行の際現に法第百十五条第一項(法第九十八条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「運用状況」とあるのは、「運用状況(会社法の一部を改正する

法律(平成二十六年法律第九十号)の施行の日以後のものに限る。)とする。

附 則 (平成二七年一二月二八日法務省令第六号)

抄

第一条 この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

附 則 (令和二年一月二七日法務省令第五二号)

抄

第一条 この省令は、平成二九年一月二九日法務省令第六号)

抄

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第七十号。以下この条及び次条第十三項において「会社法改正法」という。)の施行の日(令和三年三月一日。以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一条第二表に係る改正規定、第二条中会社計算規則第二条第二項第十五号の次に一号を加える改正規定及び百三十四条の改正規定並びに第三条中一般社団法人及び一般財團法人に関する法律施行規則第七条の次に二条を加える改正規定及び第五十五条の改正規定は、会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(次条第四項及び第五項において「一部施行日」という。)から施行する。

2

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年二月十五日)から施行する。

附 則 (令和五年一二月二七日法務省令第五二号)

抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年一月二九日法務省令第六号)

抄

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る一般社団法人又は一般財團法人の事業報告の記載又は記録については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年一月二九日法務省令第六号)

抄

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月六日法務省令第六号)

抄

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る一般社団法人又は一般財團法人の事業報告の記載又は記録については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年一二月二七日法務省令第五二号)

抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年一二月二七日法務省令第五二号)

抄

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月六日法務省令第六号)

抄

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月六日法務省令第六号)

抄

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置